

第 28 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 6 年 6 月 7 日（金） 午後 3 時 30 分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3 階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**
2 番 野坂賢思、3 番 江口千寿、
5 番 濱口佳史、6 番 金子俊博、7 番 橋田美和、8 番 伊芸精一、
9 番 松本昌子、10 番 垣谷征志、11 番 酒井幸男、12 番 福留康弘
14 番 吉尾好市
【推進委員】
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、3 番 若藤陽介、4 番 宮川建作
5 番 小橋誠一、6 番 尾崎澄夫、7 番 西村二男
4. 欠席委員 **【農業委員】**
1 番 小谷健児、4 番 山下理恵、13 番 ハジィフ泉
5. 議事日程
 - （1）出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - （2）各議案の審議
議案第 1 号 農地法第 5 条許可申請（県知事許可）について（1 件）
議案第 2 号 形状変更届について（1 件）
議案第 3 号 黒潮（黒潮町）農業振興地域整備計画の変更について
議案第 4 号 形状変更届について（1 件）
議案第 5 号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について
 - （3）その他の討議・報告事項について

議 長 時間まだ1、2分ちょっと早いようですが、予定の全員がそろいましたので、これから6月の定例会を始めたいと思います。

前回5月の定例会、私ちょっと私用でどうしてもよう出席しませんで、ご迷惑をお掛けしました。おわびを申し上げたいと思います。

だいぶ季節も暑くなりまして、熱中症等もまたなる方もおろうかと思ひます。十分に気を付けて、農作業等に当たっていただきたいと思ひます。

それでは、早速始めたいと思ひます。

この後、また歓送迎会を予定をしているということでございますので、皆さん、ぜひ出席をお願いしたいと思ひます。

それでは始めたいと思ひますが、今日の欠席者3名おりまして、〇〇くんと〇〇さん、それと〇〇さん、3名が欠席ですが、会としては成立をしております。

それで、今日の議事録署名人ですが、〇〇君と〇〇君にお願いをしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、早速議案に入りたいと思ひます。

それでは議案第1号、農地法第5条許可申請につきまして1件出ております。

事務局の方から、説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の1ページをお願いします。

第1号から説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請、1件出ております。

番号1番、こちら、今回貸し借りの転用申請になっています。

貸人、〇〇の〇〇さんです。借人、〇〇の〇〇さんとなっております。

申請地としまして、黒潮町入野字上万行2385番5、畑205平米です。

理由としまして、自宅建築のためということです。

今回、貸人、借人が実の親子になっているとのことです。

では、2ページをお願いします。

まず、航空写真ですけども、場所としまして、左側に国道16号が見えておりまして、浜の宮の集落、かなり東の方に行った場所になります。左下の方に入野駅が見えてますので、そこから直線距離にして約300メートルぐらいの距離にある所です。

続きまして、次の3ページをお願いします。

ゼンリンの地図になっておりますが、こちらの申請地で左側に道路が通っておりまして、この道路を挟んで左側の土地、こちらが今回の貸人、〇〇さん名義の土地になっております。

続きまして、4ページが拡大の航空写真です。申請地の道路を挟んでこの左側、〇〇さんの土地になってまして、こちらが宅地になっているんですけども、今はお住まいはされてないようです。

続きまして、5 ページが公図となっております。

続きまして、6 ページが土地利用計画図となっております。こちら、ちょっとご説明をさせていただきます。

こちら、土地について整地は行っていますが、切土や盛り土の造成は行わないとのことです。パーキングスペースと、それから玄関へのアプローチ、それから玄関周りをコンクリートの敷設をするようです。そのほかについては、碎石を敷くということのようです。

この図面で下側は、ほとんど花壇ということになっています。

続いて、7 ページをお願いします。

排水計画になっておりますが、雨水につきましては、集水枡を經由して道沿いの側溝に排水をしていきます。生活排水等は合併浄化槽を經由して、同じく町道側溝に排水していく計画です。

次の8 ページが、現況写真となっております。後ろに見えているのが、入野の松原となっております。

まず、こちらの資金計画なんですが、建築費として〇〇円、土地取得費は、〇〇。このうち、自己資金が〇〇円、融資で〇〇円とのことです。

隣接同意については、同意済みです。

農地区分については、第3種農地となっております。

一応、借人の方が今現在〇〇でお勤めのようで、退職されてからこちらの方へ移り住みたいということで、今回、この転用申請が上がってきたとのことです。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方からの説明が終わりました。

担当委員さんの方で補足があれば。

〇〇委員 6月8日にこの現場に行きましたが、本人に会えました。退職して〇〇の家を引き払ってここに家を建てるとのことで、8 ページを見てもらったら、もう畑というよりも、荒れてしもうて何も作れない状況なんで新築の家を建てるとのことです。

議 長 今、〇〇さんの方からも、家を建てたいと。もう畑としてはほとんど機能してないということでございますが、この件につきまして質疑質問ある方、挙手願います。

これ、〇〇さんはもともと〇〇よね。自宅は。お父さんらは自宅の〇〇におるがよね。その〇〇には土地はないがやろうかね。

〇〇委員 あるけれど、どんなあれか知らないけど、住宅はあるけど兄弟が3兄弟でみんな男の方がおるけん、そこらへんのがで土地を探してここに家を建てるといような感じじゃないでしょうか。

議 長 何か、この件につきましてありませんかね。ないですかね。
 (質疑等なし)
 ないようでしたら、承認を受けたいと思います。
 この議案第1号、5条申請につきまして許可されます方、挙手願います。
 (挙手全員)
 挙手全員です。
 議案第1号につきましては、承認をされました。
 続きまして、議案第2号、形状変更届について1件出ております。
 〇〇君が当人ですので、ちょっと退席をお願いします。
 それでは議案第2号、形状変更につきまして、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 また1ページをお願いします。
 議案第2号、形状変更届になります。
 番号1番、届出人、〇〇の〇〇さんです。
 届出地としまして、黒潮町入野字柳2680番、田310平米となっております。
 届出理由としまして、深田であることから、農業機械が使用できないためとのことです。
 9ページからをお願いします。
 まず、航空写真となっておりますが、大方中学校から下りてきた所になります。国道から言いますと、パレスがあつて、そこから入っていく場所となります。
 10ページが、ゼンリンの地図です。
 続きまして、11ページが拡大の航空写真となっております。一応、この下半分の方も同じ田んぼ、もともと1筆だったんですけども、今回分筆をされてるので、その部分だけかさ上げをするということになっています。
 続きまして、12ページが公図となっています。今回届出地が、この2680-3だったんですが、下にあります2680-1ともともと同じ1筆になっておりまして、令和4年度中に〇〇さんが3条約申請で所得された場所になっています。
 続きまして、13ページが場所も図面、断面図と平面図になっております。高さにして、下の方にありますが60センチメートルの埋め上げをするとのことです。
 続いて、14ページが現況写真となっております。申請地の手前の方にありますのも〇〇さんの田んぼとなっております、この赤枠の部分だけを埋め上げするというこのようです。一応その奥の方に、左上の方に見えるのが大方中学校になります。
 今回、この田んぼなんですけども、埋め上げをして畑として利用するというので、今回届出が出てきております。
 事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方からの説明がありましたが、担当委員さん。

〇〇委員 〇〇さんが出されていることなんで間違いはないと思いますが、14 ページを見てもらうと赤い所、この前、〇〇さんが買う前に〇〇さんという方が大きいトラクターで何回も入り込んで、なかなか出んようなところです。ですので、嵩上げして畑として使いたいということです。

議 長 この手前の方は、ほいたら田んぼで作るということ？こっちはもう浅いがやね。その進入路みたいなもん、この写真には見えてないけど、進入路があるが？

〇〇委員 進入路は、12 ページ見てもらったら、〇〇みたいなのところあるがですけど、その横を壊して、そこから泥を運ぶということなので、そこが進入路です。

議 長 〇〇のとなのがやね。分かりました。
何か、この件につきまして質疑質問ありませんかね。

〇〇委員 〇〇よ、〇〇を壊してやるが？

〇〇委員 事務所の横の倉庫。

議 長 何か、ほかに質疑質問は。

〇〇委員 これ、どれぐらい上げる？

議 長 60 センチ。

〇〇委員 ということは、隣の屋敷と同じ高さにするということ？

〇〇委員 隣の宅地のブロックいっぱいまで土入れるがやろか。

議 長 間をあけるろうね。直接、ブロック沿いに土を入れることはないろう。
何か、ほかに質疑はありませんかね。ないですかね。
(なしの声あり)
ないようでしたら、承認を受けたいと思います。
この形状変更届につきまして承認されます方、挙手願います。
(挙手全員)

挙手全員です。

議案第 2 号につきましても、承認をされました。

議 長 ○○君、一応、確認やけど、隣地の壁に直接土をつけるわけじゃないでね。

○○委員 斜めにきって勾配をつける。了解得たところは、直接の所もある。

議 長 了解を得ちょうがやね。

○○委員 はい。

議 長 それでは議案第 3 号、黒潮町農業振興地域整備計画の変更について、事務局の方から、説明をお願いします。

事務局 先にお送りさせていただきました、2 冊のこの整備計画書冊子があると思うのですが、お持ちですかね。

この計画書が、今回見直しされるものなので、更新するものとこれまでのもの両方を付けております。

議 長 説明の方は案の方かえ。

事務局 はい、今回見直しするのが案の方ですので、見ていただきたいのはその案の方になります。その更新前のものは、一応その改正前、訂正後を見比べてもらうために付けさせてもらったものです。

少し分かりにくいと思うのですが、この黒潮町の農業振興地域整備計画は、農用地の利用計画とか農業生産基盤の整備開発計画などについて策定されたものでして、農業の振興の方に広く触れられているとともに農地行政においても、農用地の有効利用や耕作放棄地の解消、それから利用集積の円滑化などに関する計画とか方針について、また、その転用の制限等がかかる農用地区域という、農業のその重点区域ですね、農用地の。そこについて具体的な範囲を記載したものとなっています。

前回見直しが平成 24 年の 3 月でして、今回、その約 12 年ぶりの全体見直し。ここに書いてある説明文、文章の見直しということになるんですけども。

内容的には、この間の統計データの数値の変更や、各地区の実情に合わせて説明文などを変更したものというところになっています。

それで、見ていただいたと思いますが、変更個所には黄色で色付けをしています。ただ、この間、先ほど申し上げた農用地区域、その農業振興の重点区域ですね。この範囲を地番

ごとに載せているんですけども、これについては直払いなどの交付金の関係や、転用に係る農用地の除外などの微修正はその都度行われてますので、なので今回、特に変更という形で色付けはしてません。見直し前、および見直し後の各計画書、これ先にお送りさせていただいていたので、ここではちょっと具体的な中身の説明は省かせていただいて、ご質問があればお答えさせていただくというような形で構いませんか。それで、疑問に思うところなどを説明させていただきたいんですが、構いませんか。

議 長 ちょっと質問かまんろうか。

ここへ載っちゃう、今の白田川 1、2、3、4 とか七里 1、2、3、4、5 とか入野、それから田の口の 1、2、3、4、5、6 と佐賀の 1、2、3 とかいうて書きちょらね。

今日、もう旧田の口村とか旧白田川村とかいうては言わんと思うがよ。これら、もう大方と、まあ佐賀なら佐賀いうような形の名称でええがじゃないろうかと思うけど。今、白田川とか、旧田の口村とか、七里とかいうて言わんと思うがやけど。知らんと思うぜ。この名称は、もう大方なら大方、佐賀なら佐賀いうような形で、名称変更したらどうやろうと思うけど。

事務局 ちょっと考えます。

実際の区域は、白田川の 1 の所が伊田の所になってたり、白田川の 2 の所は有井川の方になってます。4 の方に用途区分の構想という所がありますので、それを見ていただいたら大体どこの辺りのことを書いてるのかというのはわかると思うんですけど。

白田川 1 というのを、大方の 1 から、最後が田の口の 6 なので、大方の最終の番号を取っていったってちょっと振り直すのかというのは、ちょっとまた検討させてください。すみません。

議 長 今、そういう名称を使う人はおらんと思うけど。

私らは分かるぜ。分かるけど、今の若い人らは白田川とか旧田の口村とかいうたち、分からんと思うぜ。その地域らも分からろうし、今はもうあの中学らにしても旧白田川いうたち知らん子らがおって分からんけんね、ほんじゃけん大方なら大方で、その区分を付けるがやったら大方の 1 というような形で、ほんで、1 番はどこそことかいうような形の方がええがやないろうか思いますけど。

事務局 ちょっと、そこはご意見ということで聞いておきます。

それで、これプラスアルファはお配りしてないんですけど、地図があります。地図の中には白田川の位置がどこの辺りかというのは載ってるんですけど、すみません、地図の分をちょっとお配りしてなかったの。具体的に地図の方では、白田川 1 というのがどこの所かというのは載ってるんですけど。

事務局 お付けした計画書で、平成 24 年 3 月と書いてる方の前から 19 ページ目を開けていただくと、これの 19 ページ目から、先ほど申し上げてるこの白田川 1 とか 2 とかという呼び名で、ちょっとさっきお話ししたんですが、農用地区域の場所というのを地番ごとに載せてまして、この中にそれがどこかっていうのが載せさせてはおります。

議 長 これがいかんというがじゃないけど、こうしたらどうやろかというところよ。

〇〇委員 いいですか。

これ入野を見よったら 32 ページのね、古い方の。今日議案に出している形状変更の柳なんかは載ってないけど、それはどういうことなが。

事務局 農用地区域に入っていないからです。農業振興地域内部の農用地区域に入っていないけん。農地やったら全部載るというものではないです。

19 ページに農用地区域というのが地番で示されてまして、それがまあ言えば守るべき農地、農地として守らなければなりませんよという農地が、19 ページ以降に地番で示されている農地です。

で、圃場整備をした農地なんかがですね、そこへ基本的には入ってきます。で、それ以外の、先ほど言った直払いとか多面とか、農業で補助金をもらうときには入っておかなければいけないよというような補助もあります。なので、そういうところが載ってきたりしてます。それ以外にも載ってるところあると思うんですけど、基本的にはそういうような農地、守るべき農地ですよということです。

で、ここに載ってきた農地は、転用できるかできないかというのは個々の要件あるんですけど、転用をする手前に、農用地区域の除外というのをせんといきません。一つ手続きがここへ入ってたら、余分にかかるということになります。

事務局 農用地区域を転用しようとする場合、この農業委員会でその農用地区域の除外を承認してると思うんですけど、ここに書かれている区域については、その手続きが転用の前に要するという事になってきます。

事務局 収用で道路なんかにする場合は手続き踏まないんですけど、それ以外の場合は踏む必要があります、そういう手続きを。

議 長 いや、この字名を全部覚えるのもなかなかじゃね。

事務局 まあ、もう地番で確認するしか。

議 長 何かほかに、この件についてないですかね。

もうこれは、大体もうこういう方針でいくというて決まっちゃうことなので、まあ承認するかせんかということみたいです。農業委員会の承認が要ということだそうですが。

〇〇委員 最初の方が、農業を担うべき者のための支援活動とかいろいろあるがですがね、今、ハウスの人らが、やめて誰かに作ってもらいたい言うがやけど、作る人もおるがやけど農協が受け取ってくれんけん、自分で人を雇うて作らんいかん、束にせないかんいうて。

人もおらんし、で、そこらあたりが機械が何か枠がいっぱいやけん入れんいうて言われたということで、みんな若いもんで増やそうかという子はちょっと人を雇う段取りしようみたいながやけど、そんなのは何かあるでしょうかね。JAとの。

議 長 農協の管轄で、今、佐賀で、ニラのそぐり機が佐賀だけながよ。ほんで、そこももういっぱいながね。

窪川はね、そのそぐったやつを持っていて、そこで結束して、箱詰めして出荷すると。

そういう機能ながで、そぐることがいっぱいながよ。佐賀で。

ほんで結局、誰かが辞めたところへ入ったら入れるけん、そのままやったら、誰かが辞めん限りはなかなか今の段階では入れんというがにかわらん。自分もあんまり詳しいことは知らんがやけど。

〇〇委員 当時の話やないけど、何人かやめた分を一反ずつばあ分けてもろうて作るようにするがやけど、やっぱどうしてもその枠から外れるけん。

そのへんをもうちょっと、やりたい者はなんぼでもできるじゃないけど、ような感じにできんもんやろうか。

議 長 なかなか、その農協の設備がいっぱいやけん。それを、役場の者がじゃあ受けますというようなことはなかなかできんけど、もし農協がまた新しい設備を建てて、増やしていうことで、補助金を役場も何とかしてくださいというがやったらまた、それはお願いもせないかんろうけん、今の段階では農協が枠いっぱいやけんいうことで、なかなか入れんみたい。

〇〇委員 その件で、ちょっと自分が耳に挟んだのが、言うたら窪川の場合に、国の補助金もろうて選果場建てるがに、新規就農者は未定やけん。言うたら旧の人の名前だけで建っちゃうがよ。それで、新しい人は、今後はもう自分くでやりなさいと。親子であつても子どもは別という。ニラの。

議 長 そぐる機械がもういっぱいながよ。佐賀で今そぐりようけんど、その機械が、まあ言うたら水圧で飛ばしようわけやけんど、その機械がもういっぱい、もうそれこそ新しい人がそこへ入れんわけよね。

出荷場の方は、窪川の方は余裕があるがにかわらん。そのそぐったやつを持って行って、そこで結束して、箱詰めして出荷すると。そこはまあ余裕があるけんど、個人で人を雇うて束にして出すことは、なんぼでもできるがらしいわ。そぐり機が入れんがにかわらん。

で、その雇う人がなかなかおらんがよね、今。その一束なんぼで今まで雇いよったがが、なかなかその人がおらんがみたいな。

前の運営委員会でも、その話が出ちゃったがよね。出ちゃったけど、もう農協も手いっぱい、まあ辞める人とかがおった場合にその枠があるわね。その枠の中に入るか、もう人を雇うてやるか、それしか今のところはできんと。

事務局 町は、令和4年度にもそぐり機を入れてます。入れてますというか、J Aが入れたものに対して補助をしています。

多聞その前の、令和2年か令和3年にもそぐり機を入れたはずです。J Aの方が入れて、町は補助しています。

実際、入れるのはJ Aですので、J Aが計画立てて入れていただいて、それに対して町として補助をするかしないかというのは、またそれは別なので、町としてはそういう申請があったときにはその都度考えていくというスタンスですので。基本的には、どれぐらい受け入れをして、どれぐらいニラを作る計画があつて、どれぐらい受け入れるかというのは、基本的にもうJ Aが考えることなので、町の方でそういう計画があるときには、その段階で判断していくということを今までもしていますし、これからもそういうことで、ニラの推進ということはやっていきたいと思います。

議 長 今までは、南部でも入っちゃったわね。その機械を今、全部佐賀へ引き上げた。ほんじゃけん、もう佐賀しかないがよね。

だから、そこがいっぱいになったけん新たにニラをやりたいいうても、個人でもう束にやらにゃあ、今のところは入れんみたい。その人がなかなかおらんがみたい。束にする人が。それが一番銭にもなるらしいけんど、その人件費で人さえおつたら。あんまり途方もない高い金額もようださんろうし。

ほかに何か、この件についてないですかね。策定やけん、決まっちゃうことを承認するいう形になろうかと思うけど、こういうふうな方針でいきますと、そういうことやね。

〇〇委員 事務局で分かる？ 中山間の直接支払の金額。

事務局 金額は、2万1,000円やったかな。10aあたり、傾斜によって違うんですよ。

緩傾斜というのと急傾斜という 2 つの種類があって、ごめんなさい、後で資料を持ってきます。

2 万 1,000 円と 8,000 円でしたかね、それで田んぼと畑で違って、田んぼやったらさっき言った 10 アール当たり 2 万 1,000 円、急傾斜というところながですけど、2 パーセントの傾斜がある場合はそれです。

緩傾斜が何パーセントかちょっと忘れたんですけど、緩傾斜やったら 8,000 円、で、傾斜がない、それ以上よりかなりか緩かったらですね、中山間の直払いには当たらない農地ということになってしまいます。

議 長 ほかになれば、承認を受けたいと思います。

農業振興地域計画の案ですが、それについて農業委員会の方で承認をせないかんということですが、承認されます方、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

議案第 3 号につきましては、承認をされました。

それでは、議案第 4 号、認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 今日お配りしました、当日資料の議案第 4 号と書かれたものをお願いします。

こちら、ご説明させていただきます。

認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議です。

1 名出ておりまして、〇〇さんです。

内容としまして、PO の更新、およびハウスの修繕とのことです。

1 ページ目からをお願いします。

こちらが資金利用計画の認定申請書になりますが、申請者、〇〇の〇〇さんとなっております。

続きまして、2 ページをお願いいたします。

こちらの計画表なんですけど、制度資金の借入希望額としまして、ちょっと上の方に書いております〇〇円となっております。

ちょっと下の方に下がりまして、ウの経営規模の現況というところなんですけど、〇〇さんの経営規模、田んぼが 23 アール、畑が 10 アールで、下の施設面積が、1 棟、ハウスで 1,880 平米となっております。

〇〇さんの方の耕作地が、もうおおむね〇〇の地区ということになっています。

次、3 ページ目をお願いします。

上の方にあります事業計画の概要なんですけど、こちらがハウスの一部を改修し、併せて PO 更新を行う。

適切な栽培管理、作業効率の向上を目指し、増収や休日の確保を目指す。

施設ニラの栽培面積について、規模拡大を目指す。

機械、設備等の更新や導入に当たっては、有利な制度資金や補助事業を活用する。ということの計画です。

その下、投資計画・資金計画の所なんですけど、こちらは規模としまして、間口 6m かける 24m から 25m とのことです。

こちらの事業、全必要額としまして〇〇円となっていて、このうちのこの資金借入が〇〇円。加えて、右の方にあります補助金の活用で〇〇円。右側で、自己資金が〇〇円となっております。

ちょっと下がっていただきまして、ウの収支実績・計画の所なんですけど、直近の実績としまして、その左側です。施設ニラで、生産規模が 18.8 a、生産量 7,726kg、収入金額〇〇円となっております。

これに対して目標としまして、右側、施設ニラ 30 a、生産量 1 万 9,500 kg、収入金額〇〇円。これに加えて、路地ニラが 10 a、2,500 kg、〇〇円となっております。

その下の方なんですけど、こちらがその収支なんですけども、これの目標、右側なんですけど、収入としまして農業、それから農業外、足して〇〇円となっていて、その中から、家計とか減価償却等を差し引いて、償還の財源としまして〇〇円です。

これの下に〇〇円というのが、これが償還の元金となっていくようです。これを年々返していくということになるようです。

次の 4 ページ目をお願いします。

真ん中辺りなんですけども、借入予定時期としまして令和 6 年 9 月 2 日、事業の着工予定日としまして、その右側、令和 6 年 8 月 1 日。竣工予定日としまして、8 月 31 日となっております。

ちょっと下に下がって、元金の償還額が年に 2 回となっていて、第 1 回目〇〇円、その下、第 2 回目以後が〇〇円となっております。

その後さらに下にいきまして、事業計画としまして、ハウスの修繕と P O の更新です。

その下の資金計画、ここちょっと繰り返しのなりますが補助金を活用しておりまして、これが黒潮町ハウス整備事業補助金となっています。

次の 5 ページ目をお願いします。

借入金及び償還計画なんですけど、その上に 3 つ記載がありまして、今回のものが一番上にあります農業近代化資金です。

これに加えて、現在、その償還中であるものが、その下の 2 つとなっております。谷樋の修繕とトラクターの更新のものが、まだ償還が続いているという状態です。

その下、償還計画なんですけど、この 3 つの資源の償還額が、これ年々書かれてるんですが、例えば令和 6 年のところを見ていただきますと、一番上のものが〇〇円、その下〇〇円、その下が〇〇円で、合計〇〇円。これを年々、ちょっと減っていきませんが、この金額を返

していくということになります。

この金額が、先の3ページで話しました償還の元金というところで金額が出てきておりますので、返済はできるということになっているようです。

次の6ページが、ハウス修繕の方の見積書になっています。

続きまして、7ページがP Oの更新の見積書です。

続きまして、8ページがこのP Oのカatalogになってまして、一番上のシャ乱光というものが、今回使うものです。

続きまして、9ページが納税の証明書となっております。

続きまして、10ページが経営改善計画の認定申請書になります。

続きまして、11ページも認定申請書の続きとなっております。

この中段辺りなんです、生産方式の合理化に関する現状と目標・措置という所なんです、現状としまして、施設ニラが10 a 当たり 5,500kg、路地ニラが10 a 当たり 1,780kg で、目標としまして、施設ニラの栽培管理を適切に行うことで増収を目指す。施設ニラ 10 a 当たり 6,500kg 、路地ニラ、10 a 当たり 2,500kg となっております。

その右側、経営管理の合理化に関する現状と目標なんです、現状としまして、白色申告で税務申告を行っている。目標としまして、簿記記帳を実施し、青色申告を目指すとなっております。

また、その左下の農業従事に関して改善事項なんです、現状としまして、作業効率が悪く休日が取れていない。

目標としまして、段取り等を上手にやることで作業効率を上げ、休日の確保に努めるということです。

その下の構成員としては、〇〇さんお一人となっております、その12ページ目なんです、生産方式の合理化に係る機械等の取得計画としましては、軽トラ1台の更新、それからハウス1の増設で11.2 a ということになっております。

続きまして、13ページが経営改善の計画認定書となっています。

続いて14ページが、先ほどお話ししました町の補助金、ハウス整備事業補助金の決定通知書となっております。

事務局からは以上です。

議 長 今、借入金に対する事務局の説明が終わりましたが、何かこの件につきまして質問質疑ある方、挙手をお願いします。

〇〇委員 この施設ニラよね、10 a あってどれだけ作れる？

議 長 そこらあたり、その回数にもよるろうけど、福留さんの方が詳しいがやないろうかと思う。〇〇さん分かる？大体10 アールでどれぐらいのニラ収穫できるか。平均になろう

かと思うけど。〇〇さんらニラ作りようけん、分かるがやない？

〇〇委員 私、よう分からん。作るだけ。

事務局 まあ 6,000 ぐらい、加温があるかないかによって何回か刈れるかのがあって、刈れる回数が加温があるかないかで変わってきて、まあ日当たりとかそんなががあるがですけど。

多分 10 a 当たりで、施設でしたら 6,000 とか 7,000 とか。まあ、上手い下手があると思うんですけど。

議 長 品種でも違う？

〇〇君も、去年始めたばかりやけん新人やけんねまだ。

〇〇委員 品種が 3 種類あって、それぞれ育ちが違う。

議 長 言うたら、加温するせんとかもあろうけど、刈る人は 7 回ばあ刈るらしいわ。年間で、刈らん人は 5 回とか、そんな人らもあるらしいけん、一概に何 kg ということはなかなか言えんと思うけど。まあ、この人がどんな設備してやりようか分からんけど。これは 1 人でやりようが？

事務局 1 人でやってます。
ある一定、昔からやりよう。

議 長 それと、A P ハウスの増設になっちよるけど、11.2 a よね。
これは増設の予定いうか、その増やすあれはあるがやろうかね。

事務局 希望はありますけど、希望どおりできるかどうかというのは、補助の関係とか資金の関係とかありますので。

議 長 なかなか今、このハウス建てるいうたら何千万いうお金が動くけん、なかなか簡単に増やすいうても。まあ、古い中古のハウスでも持ってきていうがやったらまだ分かるけど。

事務局 認定農業者の計画自体は、ある一定目標として書いてるので、増やしたい、増やすがで経営したいということやったら、それを載せて書くようにしてます。

議 長 補助金については、これはもうハウス整備事業のみで、この P O を含めなあね。修理代だけよね。

事務局 修理の具材と、修理の工事費だけですね。補助が当たるのは、P0 の部分は当たらない。

議長 業者の分も入っちゃらね、ほいたら。その業者に委託する場合はその周辺が。

事務局 工事費も入ってます。その部分は。

〇〇委員 この目標年度いうがは、大体 5 年ぐらい向こうの目標？

事務局 そうですね、5 年先の計画を、5 年間の計画を立てて、目標は 5 年後ですね。
5 年後で、認定農業者はおおむね 400 万以上の所得を目指すということを目標にしている、ある意味で専業農家としてやっていくという計画を立ててということなんです。

〇〇委員 目標もよ、その現況を言うたら 5 年後には〇〇やったら〇〇に増やす計画と。この人みたいに、今度施設も一緒に段階増やして金額も上げるいう 2 つの方法があるけど、両方かまんいう。設備を増やす計画でも。

事務局 構いません。

〇〇委員 現実味はあまりないかもしれんけど、その場合はね。本当に施設をいったん増やすもんかどうかということはね、現状やったらそういう技術の問題で増やせる可能性はできるわけなんで。まあ、認定農業者の場合はそこもかまんがやね。

事務局 構いません。施設増やす予定で目標を立てても、それ自体は構いません。

〇〇委員 この間の会で、新規就農者の目標金額が大きいんじゃないかという話が出た。
実際、それほど作れなかったと。そこらへん、市町村でもばらつきがあつて。

事務局 新規就農者としての認定自体は認定新規就農者という制度があつて、その認定新規就農者というのが経営を始めてから 5 年目の方が作る計画なんですけど、それ自体は 250 万円です。250 万円の所得を取るというのが、一応の基準にはなってます。

けれども、それプラスアルファで補助金使う場合に所得目標を上げたらポイントが付きやすいというのが農水省なんかで結構ありまして、ポイント制ですね。その場合、それよりか計画自体取るよというようなことをしてポイントを取ってですね、それ以外にもあるんですけど、家族経営協定を結ぶとか、BCP、災害が来たときに計画を立ててますよとか、いろいろポイントを取って補助事業を使いますので。そんな関係で所得を、まあ目

標ということなので高めに設定をしているかもしれませんね。その方がどういふのでそういう目標を立てたのかというのはいからないんですけど、まあそういうことを考えてるのかもしれない。

議長 現実から言うたら、その新規の人は、1から始める人はなかなかね、機械買うたり何だりいろいろ設備も要るわけやけんね、そうすつと所得が上がるというもんじゃないと思うけんど、一応、国からの補助金もろうて、その5年間かね、研修してやるがやけん、それに対しての言うたら、自分のあれを上げないかなあね。なかなかそうは言うても現実として、なかなかその新規の人がすつとふとい所得を上げるいうこともなかなか難しいと思うけんど。

一応、この償還は全部のがやろうと思うけんど、令和13年で一応全部のあれを償還するということになつちようけん、今6年やけん7年間で償還すると。

ほかの資金らもあるけん、その近代化だけじゃなくてジャンプアップとかそこらあたりもあるけん、まあ全部のがの償還よね。

言うたら、この借入金に対する承認をせないかんがやけんど、ほかに意見がなければ承認を受けたいと思いますが、いいですかね。

それでは、〇〇さんに対する借入金について承認されます方、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

議案第4号の借入金につきまして、承認をされました。

議案は以上です。

(午後4時41分終了)